

令和6年4月から

別紙資料

## 宮崎市総合福祉保健センターの使用料金および減免対象が変わります

市では、公共施設サービスを持続して提供していくために、使用料の統一的な見直しを行いました。この見直しに伴い、令和6年4月から宮崎市総合福祉保健センターの施設の使用料は、下記の表のとおりとなります。

### ＜対象施設と使用料（1時間あたり）＞

区分	使用料
① 研修室	360円
② 視聴覚室	360円
③ 調理実習室	360円
④ 和室	360円

※使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなします。

### 【使用料減免について】

以下に該当する場合にのみ減免対象になり、該当しない場合は、使用料を収めていただく必要があります。

- (1) 市内に住所を有する身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介助者が使用する場合 10割
- (2) 市内に住所を有する要介護認定、要支援認定を受けている者及びその介助者が使用する場合 10割
- (3) 公益的な活動を行う団体又は市が事業支援する団体が、施設の設置目的に沿った活動であり、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で使用する場合 10割
- (4) 前3号に該当しない者又は団体が、施設の設置目的に沿った活動であり、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で使用する場合 5割
- (5) 市又は市教育委員会が、主催若しくは共催する行事若しくは活動で使用する場合 10割

### 【減免申請について】

減免対象になる団体は、減免申請書の提出により使用料の減免を受けることができます。施設の使用目的が同じ場合は、年に1回のみの減免申請でかまいませんが、使用目的が異なる場合は、その都度、減免申請を行うことにより使用料の減免を受けることができます。

また、上の表の(1)については、手帳等の提示により申請を省略することができます。

※ご不明な点は、宮崎市福祉総務課（21-1754）までご連絡ください。